

さとうきび増産基金事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

平成25年 2月26日付け24生産第2826号
一部改正平成26年 2月 6日付け25生産第2977号
一部改正平成27年 3月23日付け26生産第3108号
一部改正平成27年 9月30日付け27生産第1823号
一部改正平成28年 3月29日付け27政統第841号
一部改正平成31年 3月27日付け30政統第1985号
一部改正令和 2年 3月30日付け元政統第1621号
一部改正令和 3年12月14日付け 3 農産第2100号
一部改正令和 4年 3月22日付け 3 農産第2552号

第1 趣旨

さとうきびは、沖縄県及び鹿児島県南西諸島における基幹作物であり、地場産業である製糖業とともに地域経済を支える存在であるが、近年、大型の台風、干ばつ等の異常気象や病虫害の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっている。

このような状況を克服するためには、自然災害の発生状況に応じて除塩、かん水、防除等の対策を迅速かつ的確に講ずる必要があるが、台風、干ばつ、病虫害等の発生状況は年によって異なり、あらかじめ対策の所要額が見込み難いことに加え、さとうきびの場合は当年産の収穫及び次年産の新植・株出等の作業が年度をまたがって行われるという特殊性がある。

また、かんしょは宮崎県及び鹿児島県のシラス台地における基幹作物であり、でん粉原料用かんしょは地場産業であるかんしょでん粉製造業とともに地域経済を支える存在であるが、平成30年産で新たに確認されたサツマイモ基腐病など、我が国未発生の病虫害が外国から侵入することにより、かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念される状況となっている。

これを防止するためには、早期のまん延防止対策を実施する必要がある一方で、侵入する病虫害の時期や種類は予測不可能であり、また、侵入病虫害によって取るべき対策の内容は異なるため、あらかじめ対策の所要額が見込み難いことに加え、かんしょの生産は、ほ場準備や育苗・植付け作業が年度をまたがって行われるという特殊性がある。

このため、平成24年度のさとうきび等安定生産体制緊急確立事業等により造成したさとうきび増産基金を活用し、さとうきびの生産及び加工の各段階並びにかんしょの生産段階において自然災害の発生状況に応じた対策を講じることにより、生産者等の持続的な再生産やさとうきび及びかんしょの増産を推進し、もって地域経済の維持・発展を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業の実施に必要な経費について、さとうきび増産基金の果実及び取崩しから充当するものとし、基金管理団体が実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 1 さとうきび自然災害被害対策事業
- 2 国内産糖自然災害影響緩和対策事業
- 3 かんしょ重要病害虫被害対策事業

第3 基金の管理期間等

本事業の基金の管理期間及び基金管理団体が実施する事業の実施期間は、令和6年度（西暦2024年度）末までとする。ただし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が特に認めた場合にあっては、期間を延長することができるものとする。

第4 基金管理団体

基金管理団体は、農産局長が別に定めるところにより選定された者とする。

第5 基金の造成等

1 基金の造成

基金は、国からの補助金を原資として基金管理団体が造成するものとする。

ただし、地方公共団体、生産者団体等からの補助金や拠出金を原資とすることを妨げない。

2 基金の運用方法

基金の運用については、金融機関への預金等元本が保証された方法によるものとする。

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

4 基金管理団体の業務

基金管理団体は、別表に掲げる事業実施主体に対し、同表に掲げる補助率の範囲内で、事業の実施に必要な経費を助成するものとする。また、基金管理団体は、原資の種類や事業の種類ごとに勘定を区分することその他必要な措置を講じ、基金の運用管理を適切に行うものとする。

5 基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第2に掲げる事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。ただし、農産局長が別に定めるところにより、地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局

長。以下同じ。)の承認を得て、4に定める業務の実施に係る事務に要する経費に充てることができる。

また、第2に掲げる各事業に対し交付を受けた補助金は、それぞれの事業の実施に用いることとし、第2の1及び2の事業に限り地方農政局長が特に認めた場合、基金内の事業間の流用を行うことができるものとする。

6 業務方法書の作成

(1) 基金管理団体は、4に定める業務を実施するための業務方法書を作成しなければならない。

(2) (1)の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 業務の実施方針

イ 基金の運用管理方法及び用途

ウ 業務の実施手続

エ その他業務の実施に必要な事項

(3) 基金管理団体は、基金の原資となる国からの補助金の交付を申請するに当たっては、(2)により作成した業務方法書について、農産局長の承認を受けるものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

7 返還された補助金等の取扱い

事業の終了前に事業実施主体から補助金等の返還があった場合は、これを基金に繰り入れるものとする。

8 基金の残額の取扱い

(1) 基金管理団体は、基金の管理期間の終了時において、基金に残額がある場合は、これを国に報告するものとする。

(2) 国は、基金の管理期間の終了時まで、基金に使用される見込みのない残額がある場合には、これを返還するよう命ずるものとする。

第6 事業計画等

1 事業計画の作成

基金管理団体は、国から補助金の交付決定を受けた後、必要に応じて関係者から意見を聴き、第2に定める事業ごとに事業計画を作成するものとする。

なお、事業計画の内容や様式については、農産局長が別に定めるところによる。

2 事業計画の承認

(1) 基金管理団体は、事業計画を地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について審査し、適切であると認める場合に承認するものとし、基金管理団体に対し、その結果について速やかに通知を行うものとする。

3 事業計画の重要な変更

事業計画の重要な変更は、農産局長が別に定めるところによるものとし、その手続は、1及び2に準じて行うものとする。

4 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、事業ごとに地方農政局長が承認した事業計画に基づき、事業実施計画を作成し、基金管理団体の承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画においては、事業実施主体名、事業実施地区、事業実施年度、成果目標、事業内容、事業費及び区分、収支予算等について定めることとし、その内容や様式については、農産局長が別に定めるところによる。

- (2) 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (3) 事業実施計画の重要な変更は、農産局長が別に定めるところによるものとし、その手続は(1)及び(2)に準ずるものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、農産局長が別に定めるところにより、1により提出のあった報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第8 事業の評価

- 1 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業の評価を実施し、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、農産局長が別に定めるところにより、事業の評価及び事業実施主体への指導を行うものとする。
- 3 基金管理団体は、農産局長が別に定めるところにより、1により提出のあった報告並びに2により行った評価及び指導の内容をとりまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第9 指導監督

国は、基金管理団体に対し、基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第10 事業の適正な執行の確保等

- 1 国は、基金管理団体に対し、事業の実施等の基金の運営について、資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

- 2 国は、本事業の実施等の基金の運営の適正な執行を確保するため、必要に応じて、実施手続等について関係者以外の者の意見を聴取するものとする。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、農産局長に対し、速やかに情報を共有することとし、農産局長及び地方農政局長は、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第11 電子情報処理組織による申請等

- 1 基金管理団体は、農産局長が別に定めるところにより規定した地方農政局長に対する各種申請等については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により当該申請等を行う場合において、当該規定に基づき当該申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 基金管理団体は、1の規定により申請等を行う場合は、農産局長が別に定める様式にかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長は、1の規定により申請等が行われた基金管理団体に対する通知、承認等については、基金管理団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法により行うことができる。
- 4 基金管理団体が1の規定によりeMAFFを使用する方法により申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第12 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前のさとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき造成した甘味資源作物等農業機械等リース支援基金及び砂糖供給安定化緊急対策基金の管理並びにこれらの基金を活用して行われた事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき行われた事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和3年12月14日から施行する。

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2関係） 基金管理団体が実施する事業の内容等

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率等
1 さとうきび自然災害被害対策事業	自然災害が発生した地域において実施される当該自然災害に対応した取組であって、基金管理団体が事業計画の中で定めるもの。	事業実施主体は、次に掲げるものとする。 1 生産者組織 2 農業協同組合 3 民間企業（さとうきびの生産振興を行う企業であって、代表者、組織及び運営の規定の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いいうる体制を有しているもの。） 4 協議会（農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者、組織及び運営の規定の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いいうる体制を有しているもの。）	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業の内容が自然災害被害の軽減やさとうきびの生産回復・増産に寄与すると認められること。 4 事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項に規定する指定地域をいう。）の区域内にあること。	定額（基金管理団体が事業計画の中で定めることとする。）
2 国内産糖自然災害影響緩和対策事業	自然災害等により産糖量が平年より減少した場合における工場の次期操業に向けた製糖関連施設の機能強化	事業実施主体は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第21条に規定する対象国内産糖製造事業者のうち、鹿児島県において国内産糖の製造を行う事業者とする。	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 地域のさとうきびの生産振興を行う団体と連携して生産者が取り組む施肥、防除等に対し助成又は資材の無償提供を行っていること。 2 事業実施主体と取引のある農家が、5戸以上であること。 3 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 4 総事業費が5千万円以上のものにあつては、当該施設等の整備によるすべての費用を償うことが見込まれること。 5 事業実施地区における甘味資源作物作付面積が10ヘクタール以上であること。	6／10以内
3 かんしょ重要病害虫被害対策事業	重要病害虫（サツマイモ基腐病及び我が国で未発生であり、かつ、かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念される病害虫。以下同じ。）によって被害が発生し、かつ、他地域へのまん延が懸念される地域において実施される重要病害虫被害に対応した取組であって、基金管理団体が事業計画の中で定める	事業実施主体は、次に掲げるものとする。 1 生産者組織 2 農業協同組合 3 かんしょでん粉製造事業者 4 協議会（農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業の内容が重要病害虫被	定額、1／2以内

	もの。	興に係る関係者により組織される団体であって、代表者、組織及び運営の規定の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているもの。） 5 農業協同組合連合会	害の蔓延防止に寄与すると認められること。 4 事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項に規定する指定地域をいう。）の区域内にあること。
--	-----	--	---